

資料6 (日中系)	H21.9.29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

# 訪問入浴サービスの対象者 拡充について

平成21年9月29日  
千葉市障害者自立支援課

## 1 経緯

訪問入浴サービスについては、国の地域生活支援事業実施要綱が本サービスの対象者を「重度障害者」と規定していることから、本市においても実施要綱上の規定により対象者を18歳以上の障害者に限定してきたところ。

しかしながら、18歳未満の障害児についても、当該者の体格、障害の程度、居宅の浴室の構造等から、他のサービス等を利用して居宅での入浴が困難であり本サービスを利用したい旨の要望が上がっていたところです。

そこで、今般その必要性、他市の状況等に鑑み本サービスの対象者の年齢制限を撤廃することとなつたものです。

## 2 改正の概要

本市の関係規定を以下のとおり改正しました。

- 本サービスの対象者を「居宅において入浴が困難な重度身体障害者」から「身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等」に変更。
- 併せて、支給決定基準上の対象者を「18歳から64歳の重度身体障害者」としていたものを「身体に重度の障害がある障害者等」に変更し、年齢制限を撤廃
- 支給決定基準上の対象要件のうち「他の障害福祉サービス等により入浴のサービスが受けられない者」の要件に「介護保険サービス等」を明記し、併給関係は不变であることを明示

- 従来の対象者要件に加え、障害児については、「成人と同様の体格であること」又は「その他やむを得ないと特に認めた場合」であることを付加。

### 3 取扱いの詳細について

#### (1) 18歳以上の方

65歳以上であっても支給決定基準の要件に当てはまれば対象となります。ただし、障害福祉サービス、介護保険サービス等の他の福祉サービス等で入浴のサービスを受けられる方は除くこととなりますので、以下のケースについては本サービスの対象外となります。

- 介護保険サービスにおいて訪問入浴サービスを受けられる方
- 障害福祉サービス、介護保険サービス等のホームヘルプサービスで入浴の介助を受けられる方
- 障害福祉サービスの日中活動系サービス、介護保険サービスのデイサービス等で居宅の外で入浴のサービスを受けられる方
- 家族等の介助で居宅で入浴できる方

#### (2) 18歳未満の方

成人と同様の体格と判断されるか、その他本サービスを利用することがやむを得ないと特に認める場合に対象となります。なお、その他やむを得ない場合とは、その方の疾病に係る医療的見地、浴室の構造等から本サービスを利用しての入浴によらざるを得ない場合等を想定しています。